

経支第 921 号
令和 3 (2021) 年 1 月 8 日

各商工会会長
各商工会議所会頭
栃木県商工会連合会長
（一社）栃木県商工会議所連合会長
栃木県中小企業団体中央会長

様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の対象期間及び支給額の変更
について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 6 日付け経支第 906 号で通知した新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金については、宇都宮市と協力して実施することとしました。

つきましては、別紙のとおり対象期間及び支給額を変更しますので、貴団体会員等への周知について、御協力をお願いいたします。

併せて、新型インフルエンザ特措法に基づく警戒度レベル「特定警戒」における対応として、飲食店（宇都宮市内の酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）を除く。）、遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000 m²以上）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000 m²以上）に対して、20 時までの営業時間短縮を働きかけることとなりましたので、周知等お願いいたします。

経営支援課
中小・小規模企業支援室
TEL : 028-623-3173

協力金の対象期間及び支給額の変更について

【対象期間】（変更前）

1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間

⇒（変更後）

① 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間

② 1月9日（土）20時から1月22日（金）24時までの全14日間

③ 1月10日（日）20時から1月22日（金）24時までの全13日間

※営業時間短縮の準備ができた店舗から始めていただけるよう、対象期間を3種類としました。

【支給額】（変更前）

1店舗あたり 30万円

⇒（変更後）①の場合 1店舗あたり 60万円

②の場合 1店舗あたり 56万円

③の場合 1店舗あたり 52万円

※宇都宮市と共同で実施します。

※なお、宇都宮市では、別途上乗せを検討しています。